

【廃業等の届出】（法第10条）

○廃業等届出提出書類

登録失効事由	届出義務者	届出期間	提出書類
貸金業者の死亡	相続人	死亡の事実を知った日から30日以内	○廃業等届出書(様式第6号) 正本1部+コピー3部 ○相続人であることを証明する書面(戸籍簿の謄本、除籍簿の謄本並びに貸金業を継承するものを選定した旨を証する書面の写し(遺産分割の協議書、審判書の謄本等)) 正本1部+コピー1部 ○登録済通知書(紛失の場合、理由書)
法人の合併による消滅	代表役員であった者	消滅の日から30日以内	○廃業等届出書(様式第6号) 正本1部+コピー3部 ○代表役員であった旨を証明する書面(登記簿の謄本及び合併契約書の写し) 正本1部+コピー1部 ○登録済通知書(紛失の場合、理由書)
貸金業者の破産	破産管財人	破産の日から30日以内	○廃業等届出書(様式第6号) 正本1部+コピー3部 ○破産管財人である旨を証明する書面(裁判所の破産管財人である旨の資格証明書の写し) コピー2部 ○登録済通知書(紛失の場合、理由書)
法人の合併及び破産以外の理由による解散	清算人	解散の日から30日以内	○廃業等届出書(様式第6号) 正本1部+コピー3部 ○清算人である旨を証明する書面(清算人にかかる登記簿の謄本) 正本1部+コピー1部 ○登録済通知書(紛失の場合、理由書)
貸金業者の廃止	貸金業者であった個人又は法人の代表役員	廃止の日から30日以内	○廃業等届出書(様式第6号) 正本1部+コピー3部 ○登録済通知書(紛失の場合、理由書)